

市長インタビュー

パブリックコメント手続が始まります

●パブリックコメント手続を実施することで、どんなことが期待できるのでしょうか。

斎藤市長 パブリックコメント手続については、地方分権が進む中、住民自治を行っていくうえで、大切な役割を果たすものと考えております。

これまで市民の皆さんのご意見やお考えを政策の立案などに反映させてまいりましたが、この手続きにより市民生活にとって重要な施策については、すべて原案を公開してご意見をいただくことになりますので、政策形成過程が一層透明になるとともに、公正性も確保されるものと考えております。

●この手続きの効果をあげるために、どのようなことをお考えですか。

市長 市民の皆さんから案についてのコメントをいただくためには、ご検討していただく十分な時間が必要であり、案件を予告するなど、できるだけ早くお知らせしていくたいと思います。また、案以外に、ご理解していただくための資料なども必要なことから、わかりやすい関連資料もできるだけ提示していきたいと考えております。

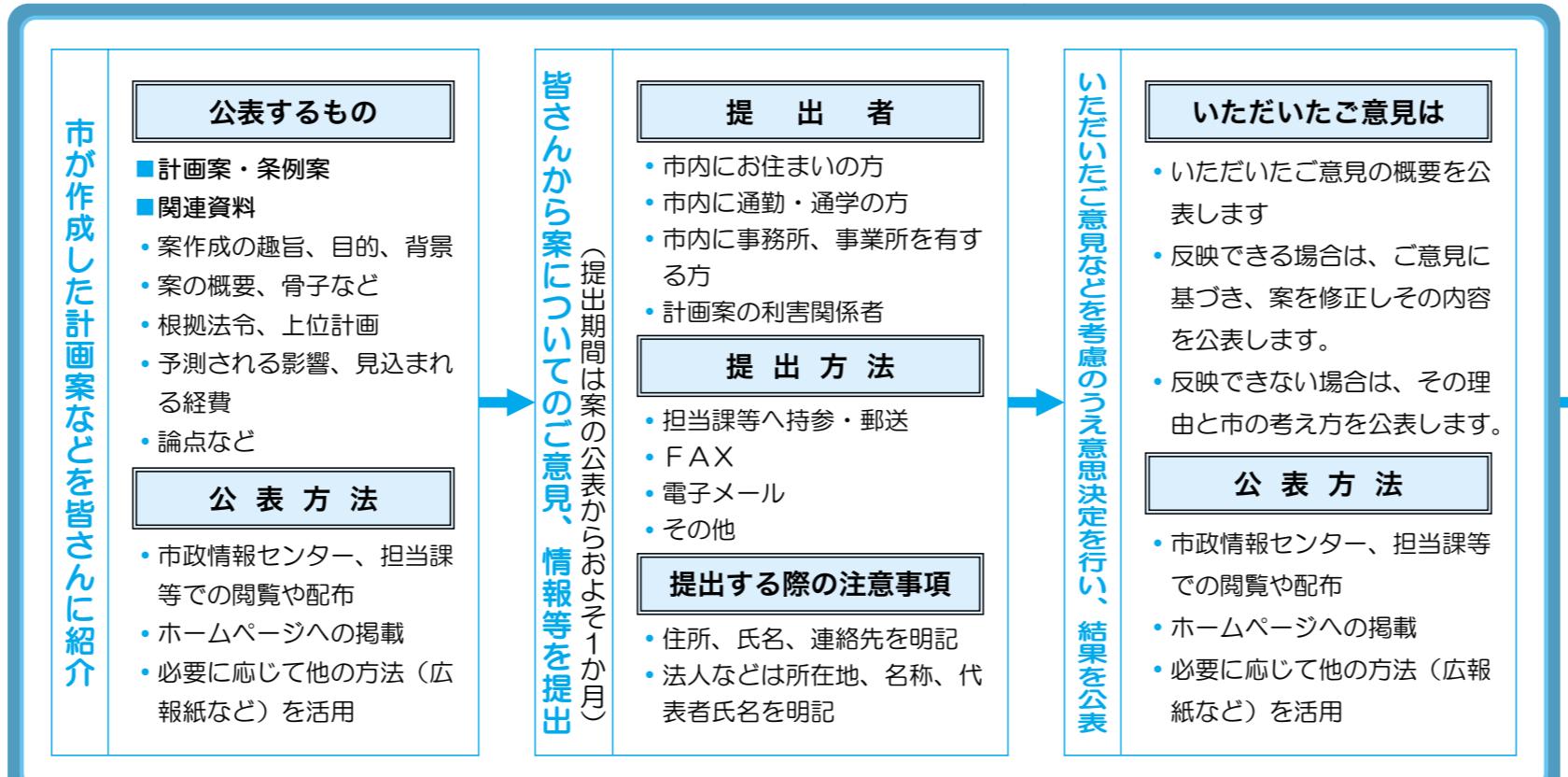
なお、お寄せいただいたご意見につきましては、真摯に受けとめ十分検討のうえ、政策にかかわる最終的な決定を行います。その過程において市はどのように考え、どのような点を考慮したのか、そしてどう判断したのかをきちんと説明させていただき、行政の取り組みをご理解いただけるように努力してまいります。

制度の導入に際して、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

あなたのご意見を

直接市政に反映させる、意見募集制度です

パブリックコメント手続の流れ



パブリックコメント手続を定めました

市では、市民の皆さんのご意見やお考えを政策の立案などに反映させるため、さまざまな方法により、市政への市民参画に取り組んでいます。このたび、その方法の一つとしてパブリックコメント手続を定めました。なお、今年度は、6つの案件（表1）参照）について同手続を活用していく予定です。この手続きにより、市の政策形成において公正性の確保、透明性の向上とともに、市民の皆さんとの協働のまちづくりをさらに推進していきます。今回、その概要をお知らせします。※問い合わせ 市民相談課（☎2998-9092・FAX 2998-9041）

パブリックコメント手続とは？

パブリックコメント手続では、市が基本的な政策の意思決定を行ううえで、その際に、その案を公表し、それを受ける機会を設けます。また、いただいたご意見などを、市が政策形成過程において公正性の確保と透明性の向上を図り、市全体で一貫的運営を行います。

この手続きを実施する機関（第2条）

●手続を定めた目的（第1条）

この手続きを実施する機関は市すべての執行機関で、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会および水道事業管理者です。

市は「所沢市パブリックコメント手続実施要綱」を定め、7月から実施していきます。

パブリックコメント手続の主な内容

この手続きを実施する機関は市すべての執行機関で、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会および水道事業管理者です。

市は「所沢市パブリックコメント手続実施要綱」を定め、7月から実施していきます。

市民に向けた勉強会の開催を

町田のり子さん（松葉町在住）

私は、男女共同参画社会の勉強会に参加することをきっかけに、同計画策定のための市民パートナーとして活動する機会に恵まれました。

この手続きは、政策などを公表して意見を求める制度と聞いています。市としても、さまざまな行政の分野で、市民に向けた勉強会なども開催していただきたいですね。

この手続きが始まることで、計画策定に参加するメンバーの中にも緊張感が出てくるとともに、やりがいも生まれてくると思います。

健康づくり計画に参加して

加藤忠洋さん（堀之内在住）

私は、健康日本21所沢市計画策定委員として、壮年期（35歳～55歳）部門の健康について、ほかの委員の皆さんと激論を交わしています。

さまざまな立場から意見を出し合うことで、型にはまらない斬新なアイデアが生まれます。

市も、縦割りでものを考えるのではなく、弾力的に横の連携をとって市民のアイデアに応えていただきたいですね。この手続きを通して、私たちが策定した計画を、皆さんに紹介できる日が楽しみです。

■表1 平成17年度にパブリックコメント手続の実施を予定している案件

件 名	実施予定期	計 画 の 概 要	担当課・問い合わせ
男女共同参画計画（案）	8月	女性も男性も自分らしくのびやかに暮らせる所沢市を目指して、新たな男女共点目標のほか、「わたしたちわかりやすい計画」にします。	男女共同参画室（☎2998-9150・FAX2994-0706）
第4次所沢市総合計画 後期基本計画（案）	10月	総合計画は、地方自治法に策定が義務づけられた市全体のための計画です。基本構想（計画期間：平成13年度～22年度）・うるおい・活力ある生活文化都市」を実現するために、平各分野の基本方針や施策体系、主要事業を明らかにしていきまちづくりを総合的に進めるに掲げる将来都市像「ゆとり成18年度～22年度に取り組みます。	政策企画課（☎2998-9027・FAX2994-0706）
所沢市環境基本計画（改定案）	10月	環境への負荷の少ない地域社会の実現に向け、環境の保全断的に推進するため平成11年度に策定したもので、計画期間計画ですが、変化する社会情勢や環境状況に的確に対応できるものとするための改定です。	環境総務課（☎2998-9133・FAX2998-9394）
第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）	10月	市民の皆さんがいつまでも安心して暮らしつづけることを健福祉および介護保険事業の実施に係る総合計画です。同計画は、3年ごとに見直しをしを策定するものです。	高齢者いきがい課（☎2998-9120・FAX2998-1147）
健康日本21所沢市計画（案）	11月	「みんなでつくる健康のまち所沢」を目指し、「快適なめざキーワード」に、年代層別の行動計画の策定と支援ネットワークの構築を進めています。今回は、平成18年度～20年度の期間の計画を策定します。	成人保健課（☎2991-1811・FAX2995-1178）
第3次生涯学習推進計画（案）	11月	豊かな生涯学習社会の構築をめざして、市民のライフステージに応じた学習機会の充実やまちづくりにむけた生涯学習の振興と学習環境づくりを進めます。今回は、平成18年度～22年度の計画を策定し、生涯学習施策を総合的に推進していきます。	生涯学習センター（☎2924-2954・FAX2924-2831）

●適用の除外となるもの（第4条）

機関の裁量の余地がないと認められること、政策などの策定または改定なども含まれます。

●意見などの提出方法（第7条）

住所、氏名、連絡先を明記のうえ、郵送、FAX、電子メール等で提出していただきます。

●意見などの取り扱い（第8条）

案を公表する時期（第5条）

案を公表する時期は、政策などの最終的な意思決定を行なう前で、市民の皆さんのご意見をいかせる適切な時期に、施策などの案と関係資料を公表します。

●案の公表方法（第6条）

市政情報センターや実施機関が指定する場所での閲覧・配布、市のホームページへ掲載するほか、広報紙や他の方法を活用してお知らせします。

●実施状況の公表（第9条）

市民の皆さんのご意見を考慮して、意見を公表します。

●要綱などの全文については、市ホームページ（アドレスは表紙参照）でもご覧になれます。